

2019年3月15日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

## 電気需給約款（電気料金メニュー約款）変更のお知らせ

この度、2019年4月1日付けで、弊社電気需給約款(電気料金メニュー約款)の内容を一部変更いたします。

変更内容の詳細については、別紙をご参照ください。

以上

現行	変更後	変更理由												
<p><b>5. 従量電灯 A</b></p> <p>二 料金</p> <p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 1（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>とします。</p>	<p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を適用して算定されるもの</u>とします。</p>	<p>九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 796 405 836">基本料金（最低料金）</td> <td data-bbox="405 796 842 836">1 契約につき最初の 1 2 キロワット時まで</td> <td data-bbox="842 796 1025 836">3 0 9 円 <u>6 6 銭</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 836 405 890">電力量料金</td> <td data-bbox="405 836 842 890">上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="842 836 1025 890">1 7 円 <u>1 9 銭</u></td> </tr> </table>	基本料金（最低料金）	1 契約につき最初の 1 2 キロワット時まで	3 0 9 円 <u>6 6 銭</u>	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 7 円 <u>1 9 銭</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1048 796 1288 836">基本料金（最低料金）</td> <td data-bbox="1288 796 1724 836">1 契約につき最初の 1 2 キロワット時まで</td> <td data-bbox="1724 796 1908 836">3 0 9 円 <u>0 6 銭</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 836 1288 890">電力量料金</td> <td data-bbox="1288 836 1724 890">上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="1724 836 1908 890">1 7 円 <u>1 4 銭</u></td> </tr> </table>	基本料金（最低料金）	1 契約につき最初の 1 2 キロワット時まで	3 0 9 円 <u>0 6 銭</u>	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 7 円 <u>1 4 銭</u>	
基本料金（最低料金）	1 契約につき最初の 1 2 キロワット時まで	3 0 9 円 <u>6 6 銭</u>												
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 7 円 <u>1 9 銭</u>												
基本料金（最低料金）	1 契約につき最初の 1 2 キロワット時まで	3 0 9 円 <u>0 6 銭</u>												
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 7 円 <u>1 4 銭</u>												

現行	変更後	変更理由												
<p><b>6. 従量電灯B</b></p> <p>二 料金</p> <p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙1（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとして算定されます。</p>	<p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を適用して算定されるものとして算定されます。</u></p>	九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。												
<p><b>6. 従量電灯B</b></p> <p>二 料金</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="165 1015 1012 1161"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>17円<u>19銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>22円<u>69銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>25円<u>63銭</u></td> </tr> </table>	120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 <u>19銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円 <u>69銭</u>	上記超過1キロワット時につき	25円 <u>63銭</u>	<p><b>【変更】</b></p> <p>二 料金</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="1050 1015 1897 1161"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>17円<u>14銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>22円<u>64銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>25円<u>58銭</u></td> </tr> </table>	120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 <u>14銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円 <u>64銭</u>	上記超過1キロワット時につき	25円 <u>58銭</u>	九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。
120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 <u>19銭</u>													
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円 <u>69銭</u>													
上記超過1キロワット時につき	25円 <u>63銭</u>													
120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 <u>14銭</u>													
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円 <u>64銭</u>													
上記超過1キロワット時につき	25円 <u>58銭</u>													
<p><b>6. 従量電灯B</b></p> <p>二 料金</p> <p>(ハ) 最低月額料金</p> <table border="1" data-bbox="165 1361 654 1409"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>309円<u>66銭</u></td> </tr> </table>	1 契約につき	309円 <u>66銭</u>	<p><b>【変更】</b></p> <p>二 料金</p> <p>(ハ) 最低月額料金</p> <table border="1" data-bbox="1050 1361 1538 1409"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>309円<u>06銭</u></td> </tr> </table>	1 契約につき	309円 <u>06銭</u>	九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。								
1 契約につき	309円 <u>66銭</u>													
1 契約につき	309円 <u>06銭</u>													

現行	変更後	変更理由												
<p><b>7. 従量電灯C</b></p> <p>ホ 料金</p> <p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙1（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>とします。</p>	<p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を適用して算定されるもの</u>とします。</p>	九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。												
<p><b>7. 従量電灯C</b></p> <p>二 料金</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="165 1094 1010 1243"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>1 7 円 <u>1 9 銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>2 2 円 <u>6 9 銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>2 5 円 <u>6 3 銭</u></td> </tr> </table>	120キロワット時までの1キロワット時につき	1 7 円 <u>1 9 銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 <u>6 9 銭</u>	上記超過1キロワット時につき	2 5 円 <u>6 3 銭</u>	<p><b>【変更】</b></p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="1048 1094 1892 1243"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>1 7 円 <u>1 4 銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>2 2 円 <u>6 4 銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>2 5 円 <u>5 8 銭</u></td> </tr> </table>	120キロワット時までの1キロワット時につき	1 7 円 <u>1 4 銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 <u>6 4 銭</u>	上記超過1キロワット時につき	2 5 円 <u>5 8 銭</u>	九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。
120キロワット時までの1キロワット時につき	1 7 円 <u>1 9 銭</u>													
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 <u>6 9 銭</u>													
上記超過1キロワット時につき	2 5 円 <u>6 3 銭</u>													
120キロワット時までの1キロワット時につき	1 7 円 <u>1 4 銭</u>													
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 <u>6 4 銭</u>													
上記超過1キロワット時につき	2 5 円 <u>5 8 銭</u>													

<p><b>8. 低圧電力</b></p> <p>ホ 料金</p> <p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙1（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>とします。</p>	<p>1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を適用して算定されるもの</u>とします。</p>	<p>九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。</p>										
<p><b>8. 低圧電力</b></p> <p>二 料金</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="219 1177 938 1278"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>夏季料金</td> <td>16円85銭</td> </tr> <tr> <td>その他季料金</td> <td>15円20銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	夏季料金	16円85銭	その他季料金	15円20銭	<p><b>【変更】</b></p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1126 1177 1839 1278"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>夏季料金</td> <td>16円80銭</td> </tr> <tr> <td>その他季料金</td> <td>15円15銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	夏季料金	16円80銭	その他季料金	15円15銭	<p>九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。</p>
1キロワット時につき		夏季料金	16円85銭									
	その他季料金	15円20銭										
1キロワット時につき	夏季料金	16円80銭										
	その他季料金	15円15銭										